

破産債権者表に対する執行文付与の拒絶と執行文付与の訴え
(最判小1平成26・4・24民集68巻4号380頁)

大阪学院大学大学院教授 細 見 利 明

1 事案の概要

本件は、破産者Yに対する破産債権を有するXが、破産手続終結決定がなされ免責許可決定も確定した後、自己が有する破産債権は破産法253条1項2号により免責対象にならない債権であると主張し（破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権に該当すると主張）、裁判所書記官に対し破産債権者表に執行文の付与を求めたが拒絶されたので、民事執行法33条に基づき、「裁判所書記官に執行文の付与を命じる」旨の判決を求めた執行文付与の訴えである。しかし、第1審も原審も、このような執行文付与の訴えは不適法であると述べて、訴えを却下した。

2 最高裁判決

最高裁は、原判決を維持し、上告を棄却した。

「民事執行法33条1項は、その規定の文言に照らすと、執行文付与の訴えにおける審理の対象を、請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合におけるその事実の到来の有無又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることの可否に限っており、破産債権者表に記載された確定した破産債権が非免責債権に該当するか否かを審理することを予定していないものと解される（最高裁昭和51年（オ）第1202号同52年11月24日第一小法廷判決・民集31巻6号943頁参照）。そうすると、免責許可の決定が確定した債務者に対し確定した破産債権を有する債権者が、当該破産債権が非免責債権に該当することを理由として、当該破産債権が記載された破産債権者表について執行文付与の訴えを提起することは許されないと解するのが相当である。このように解しても、破産事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官は、破産債権者表に免責許可の決定が確定した旨の記載がされている場合であっても、破産債権者表に記載された確定した破産債権がその記載内容等から非免責債権に該当すると認められるときには、民事執行法26条の規定により執行文を付与することができるのであるから、上記破産債権を有する債権者には殊更支障が生ずることはいえないといえる。

原審の判断は、これと同旨をいうものとして是認することができる。論旨は採用することができない。」

3 評釈

判旨に賛成する。

強制執行を申し立てるには「執行文の付された債務名義の正本」が必要であり（民事

執行法 25 条), 執行文は, 申立てにより, 執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が付与し, 執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する(民事執行法 26 条 1 項)。裁判所書記官や公証人が執行文の付与を拒絶したときは, 裁判所書記官の拒絶に対してはその裁判所書記官の所属する裁判所に, 公証人の拒絶に対しては公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に執行文付与に関する異議を申し立てることができる(民事執行法 32 条 1 項)。

以上は単純執行文の場合の取り扱いであるが, 債務名義の中には, 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合(条件付き給付判決など)や債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする場合(相続, 合併などの場合など)があり, 前者の場合には, 債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り執行文を付与することができ, 後者の場合には, 債務名義に表示された当事者以外の者に対し強制執行をすることができることを証する文書を提出したときに限り執行文を付与することができることとされている(民事執行法 27 条 1 項及び 2 項)。しかし, 「証明すべき事実の到来したことを証する文書」や「当事者以外の者などのために強制執行できることを証する文書」がそもそも存在しないなどの理由で提出できない場合があり, そうかといって文書以外の証拠で条件成就等の事実を証明できるのに執行文が付与されないというのでは困るので, このような場合に備え, 民事執行法 33 条は, 「第 27 条第 1 項又は第 2 項に規定する文書の提出をすることができないときは, 債権者は, 執行文・・・の付与を求めるために, 執行文付与の訴えを提起することができる。」と定め, 証明文書を提出できないことにより強制執行が不能になることから債権者を救済している。

ところが, 本件は単純執行文の場合であり執行文付与の訴えを提起できない場合であるのに, 法律を無視して, 執行文付与の訴えが予定していない訴えを提起しているのであり, 第 1 審から最高裁まで本件訴えを却下したのは当然である。

なお, 免責許可決定が確定した場合において, 破産債権者表があるときは, 裁判所書記官は免責許可決定が確定した旨を破産債権者表に記載しなければならない(破産法 253 条 3 項)から, 執行文の付与を求められた裁判所書記官は免責許可の事実を容易に確認することができる。したがって, 破産債権者表に対する執行文の付与の申立てがあっても裁判所書記官は通常はこれを拒絶すべきである。しかし, 破産債権者表に記載された破産債権の性質が「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」や「扶養料債権」のような非免責債権であることが容易にわかる場合には, 裁判所書記官の判断で執行文を付与すべきであろう。本件では裁判所書記官が何故に執行文付与を拒絶したのか不明である。